

議案第 66 号

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

令和 3 年 3 月定例会の会期中における職員への不適切な発言に関して、市長としての反省と責任を表すものとして、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年京丹後市条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年7月1日から令和3年7月31日までの間に支給する市長の給料月額に関する特例）

28 令和3年7月1日から令和3年7月31日までの間に支給する市長の給料月額は、第3条及び附則第27項の規定にかかわらず、同条第1項に定める額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第69号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号</p> <p>本則 (略) 附 則 1～27 (略)</p>	<p>京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号</p> <p>本則 (略) 附 則 1～27 (略)</p> <p><u>(令和3年7月1日から令和3年7月31日までの間に支給する市長の給料月額に関する特例)</u></p> <p><u>28 令和3年7月1日から令和3年7月31日までの間に支給する市長の給料月額は、第3条及び附則第27項の規定にかかわらず、同条第1項に定める額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年7月1日から施行する。</u></p>